所得税と町県民税の申告相談を実施します

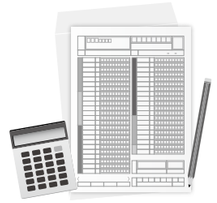

町民の皆さんに平成30年の所得を申告してもらう、所得税の確定申告と町県民税の申告時期です。

必要な書類を早めに準備し、期限内に申告しましょう。

所得税の確定申告は小田原税務署または町の申告会場で、町県民税は町の申告会場で申告してください。

●所得税の確定申告が必要な方

○給与所得者で、給与以外の所得が20万円を超えた方

○給与を2か所以上から受けている方

○事業をしている方や不動産収入のある方　など

※公的年金などの年金収入額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要です。ただし、医療費控除などによる所得税の還付を受けるための申告書は提出できます。

●給与や年金から所得税が源泉徴収されている方

次のような方が確定申告をすると、所得税が戻る場合があります。

○年末調整に控除が間に合わなかった（年末調整されていない）場合

対象　扶養控除や社会保険料、生命保険料などの控除が年末調整で算定されていない方

申告に要するもの　源泉徴収票や保険料の支払証明書など

○医療費控除を追加する場合

対象の医療費　平成30年中に、本人や本人と生計を共にする親族のために支払った医療費

控除額　保険金などで補填（ほてん）される分を差し引いた金額から、総所得の5％または10万円のいずれか少ない金額を差し引いた額

控除限度額　200万円

申告に要するもの　医療費控除の明細書など（平成29年分の申告から領収書の添付は必要なくなりましたが、自宅で5年間保管してください。）

※事前に領収書を受診者・病院ごとに集計し明細書を作成してください。明細書がない場合、申告を受け付けできないことがあります。様式は国税庁のホームページにあります。

●町県民税の申告が必要な方

所得税の確定申告をする方や、給与所得者で給与以外の所得がなく、年末調整されている方は、原則として町県民税の申告は不要です。

ただし、次のような方は町県民税の申告が必要です。

○昨年中に所得がなく、家族の税金上の扶養になっていない方

○昨年中に所得があるが、確定申告の必要がない方

○その他、町から申告書が送られてきた方で、確定申告の必要がない方

主婦や学生、病気などで所得がなかった方は、その旨を記入し提出してください。

所得の有無にかかわらず、申告がない場合、年金などの給付、国民健康保険料や介護保険料の決定、所得証明書などの発行ができなくなります。

また、確定申告が不要でも、町県民税の課税において「公的年金等の源泉徴収票」に記載のある社会保険料控除や配偶者控除以外の各種控除（生命保険料、医療費、扶養など）を追加する場合は、町県民税の申告が必要です。

●申告書などにはマイナンバーの記載が毎回必要です

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、申告手続きには**マイナンバーの記載と本人確認書類などの提示または写しの添付**が毎回必要となります。申告の際は忘れずに用意してください。

●確定申告の電子申告推進について

国税庁では所得税および復興特別所得税の確定申告の電子申告（e-Tax）を推進しており、町の申告会場でも受付できます。

電子申告（e-Tax）には「利用者識別番号」が必要となり、国税庁のホームページで取得できます。町の申告会場でも取得できますが、あらかじめ取得しておきますと申告がスムーズにできますのでご協力をお願いします。

また、すでに電子申告（e-Tax）をご利用されたことがある方は、税務署から利用者識別番号が記載された確定申告の案内のはがきが郵送されますので、持参してください。

次の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です

マイナンバーカード

または

番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

●通知カード

●住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載のあるものに限る）

のうちいずれか１つ

＋

身元確認書類

記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類

●運転免許証　●公的医療保険の被保険者証

●パスポート　●障害者手帳

●在留カード　●年金手帳

などのうちいずれか１つ

申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」でも作成できます。
（利用者識別番号（納税者用ＩＤ）は「国税庁　利用者識別番号」で検索！）

申告・納税・申請すべておまかせ e−Tax
詳しくは　国税庁　検索

【国税庁ホームページ　http://www.nta.go.jp】

申告相談所の開設

●町の申告会場

日	月	火	水	木	金	土
2/17	2/18	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23
—	湯　本	湯　本	宮城野	宮城野	宮城野	—
2/24	2/25	2/26	2/27	2/28	3/1	3/2
仙石原	仙石原	仙石原	温　泉	温泉★	湯　本	—
3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9
—	湯　本	箱　根	箱根★	仙石原	仙石原	—
3/10	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15	
湯　本	湯　本	宮城野	宮城野★	湯　本	湯　本	

3/15㈮は、役場分庁舎で「町県民税」のみ申告の受付を行います。

所得税の申告（確定申告）の受付はできませんので、注意してください。

【受付時間】

9時～16時（平日の湯本会場は17時まで）

左表の★印は9時～12時の受付となりますのでご注意ください。

【会場】

・湯本…役場分庁舎　・温泉…温泉公民館

・宮城野…宮城野公民館

・仙石原…仙石原文化センター

・箱根…箱根出張所

※平成31年1月1日現在で町内に居住している方のみの受付となります。

●小田原税務署　☎0465－35－4511

日時（受付時間）	
2月18日㈪～3月15日㈮の平日（2月24日㈰・3月3日㈰は開設）	受付：8時30分～16時まで 相談：9時～17時まで

【所得税以外の税目】

・贈与税（納税）　3月15日㈮まで

・個人事業者の消費税　4月1日㈪まで

※詳しくは小田原税務署にお問い合わせください。

●（公社）小田原青色申告会（所得税）による申告指導　☎0465－24－2614

日時（受付時間）		会　場
2月1日㈮～3月15日㈮	9時～15時（最終日は14時まで）	青色会館3階大ホール（小田原市本町2－3－24）

※土曜日はお休みです。

青色申告、住宅借入金等特別控除の１年目、平成29年分以前の確定申告、譲渡所得に係る確定申告は、小田原税務署の指導により、町の申告会場で申告相談ができませんので、小田原税務署で申告相談をしてください。

照会先　●税務課☎85－7750（町県民税、所得税）
●小田原税務署☎0465－35－4511（所得税、贈与税、住宅取得控除、消費税）